

## 高知家庭裁判所委員会（第22回）議事概要

### 1 日 時

平成27年1月20日（火）午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

朝 山 芳 史

五百蔵 誠 一

稲 田 知江子（途中で退席）

掛 田 恭 子

川 添 宣 和

鈴 江 功 武

竹 下 誠 一

藤 田 鉦 子

増 田 純 平

#### (2) オブザーバー

根ヶ山 裕 子（弁護士）

山 本 隆 司（高知家庭裁判所次席家庭裁判所調査官）

久 永 諭（高知家庭裁判所主任家庭裁判所調査官）

飯 田 周（高知家庭裁判所家庭裁判所調査官）

#### (3) 事務担当者等

松 本 省 二（高知家庭裁判所事務局長）

小 畑 喜 彰（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

近 藤 英 彰（高知家庭裁判所首席書記官）

石 川 公 寛（高知家庭裁判所事務局総務課長）

## 4 議事

### (1) テーマ

家事調停について（面会交流を中心として）

### (2) 意見交換等

ア 増田委員から家事調停及び面会交流手続の説明が，久永オブザーバーから面会交流の実情の説明が，根ヶ山オブザーバーから面会交流支援事業「あえる」の説明がそれぞれ行われた。また，DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」の視聴及び児童室を見学した。

イ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員，オブザーバー）

○ 面会交流の新受件数が全国では毎年同じようなペースで増加していますが，高知家裁では平成24年から平成25年に急に2倍に増加しています。これはどうしてでしょうか。

● 大きく増加した理由ははっきりわかりませんが，調停を担当していると，親の意識の高まりを感じますので，その時期に申立てが重なったのかと思います。

○ 離婚調停が増えたというわけではないのですか。

● そういうわけではありませんが，面会交流事件が増えています。

○ 「あえる」の面会交流支援の利用は，双方の親からの申込みでないとできないのですか。

● そうです。先ほどのDVDにもあったように，面会交流をしていく上で，親から子にこういう言い方をしては駄目です等とたくさん守ってもらうことがあります。これらは，双方の親に守ってもらう必要がありますので，双方の親からの申込みを必要としています。

○ 子のために，面会交流を反対する親を説得するというところまではしていないのですか。

● していません。面会交流のルールを守ることは本当に難しいのです。よほど腹をくくって申込みをしていただかないと，面会交流を

続けることは厳しいのです。

- 面会交流や離婚の調停では、こういうルールを守ってくださいと理解してもらった上で調停成立になりますので、当事者はわかっているはずですが、実際に面会交流をするときには調停条項どおりによくいかないケースが出てきます。
- 改正民法で、面会交流の仕組みができたということですか。また、裁判所の組織の中に「あえる」を作られたのですか。
- 民法に面会交流がはっきり書かれたのは平成24年からですが、以前から子の監護に関する条文に面会交流が含まれると解釈して、家事調停では、面会交流の調整を行っていました。また、「あえる」は裁判所の組織とは全く別のものです。裁判所から何かをお願いするといった関係ありません。
- 「あえる」の面会交流支援の内容などに、期間が1年間であるとか、概ね15歳未満とかありますが、これは裁判所とは無関係ということですか。
- そうです。裁判所とは無関係です。本日の「あえる」についての説明は、裁判所で調停ができた後、その後の面会交流が実際どうなっているのかとの疑問に対し、こういう団体がありますという説明をさせてもらったものです。
- 調停や審判で面会交流が決まった後のこととして、履行勧告の手続を説明します。調停や審判で決まったものの、それが守られないときは、親から履行勧告の申立てがされます。裁判所は、もう一方の親に対し決められたルールを守るように勧告します。その結果、ルールを実行していくケースもありますし、実行されずにもう一度調停手続をしなければならないときもあります。今後、面会交流をしていく上で、「あえる」は、親が考える一つの方法になっていくと思います。

- このほか、裁判所で決められたルールを守らないときは、間接強制という手続もあります。これは、ルールを守らない親に対し罰金のような形で金銭の支払いを指示して心理的に強制するものですが、これを行うには、面会交流の決まり事をきちんと細かく決めておく必要があります。きちんと決めておかないと間接強制を行えないというのが、最高裁の判例です。
- 調停のときに、細かい条項を作れないのですか。インターネットを見ると、非監護親の不満が多いようです。「あえる」のような民間団体があることは大事だと思います。私は裁判所とは別に「あえる」が手を差し伸べていると聞いてほっとしたところがあります。
- どこまで細かく調停条項を決めるかは事案次第です。お互いの協力が見込めそうだとか、子の年齢が高く自分で親に会いにいけるときなどは、細部は双方が協議して決めることとして、調停条項を細かく決めませんが、子が小さいとか、親同士が会いたくないというときなどは、調停条項を細かく決めないと面会交流を実現できないので、時間とか場所とか子の受け渡し方法などを細かく決めることがあります。調停が成立すれば裁判所の手を離れるので裁判所が継続的に関与することはできません。あとは当事者間で行うことになり、条項が履行されないときは履行勧告をしたり、再度の調停を申し立ててもらったこともあります。そのため、調停が成立等した後に、民間の援助団体に関わっていくことが大事になると思います。
- 先ほど視聴したDVDを最高裁が作成したころは、当事者にDVDを視聴してもらうことが多かったと思いますが、最近はそれが減っているように思います。裁判所でのDVD利用方法が変わったのでしょうか。
- DVDが作成された当時の状況はわかりませんが、その当時からすると、視聴してもらう機会が減っているかもしれません。改めて

DVDを利用した調停運営についても考えていきたいと思います。

- 私は以前、保育園に勤めていたのですが、離婚する人が年々増えていきます。その中には、保護者から他方の親に合わせるなという要望があることもあり、職員には伝えているところですが、対応が難しいこともあります。園庭で双方の親が来て子を引っ張り合うようなこともあります。親ではない祖母が迎えに来た時は、親に確認することになっているのですが、前もそうだったからと言われ、連れ去りのようになって、大騒ぎになることもありました。

また、子と一緒に住んでいない方の親がプレゼントをやりたいたって持って来られることがあります。保育園では受け取れない、預かれないとして対応するのですが、子に直接に渡せないからと言って、置いていく人もいます。それを迎えに来た親に伝えると親も受け取れない、持ってきた親も受け取れないと言って、結局、保育園が預かりっぱなしになってしまうようなこともありました。

近年増えているのが、トラブルなく離婚していて、両親がうまく分担してお迎えに来るケースで、離婚していることに気付かないことがあります。そのあたりが昔とは違ったかなと思います。保育園では、離婚したことは子に聞いてはいけない、知っていても聞いては駄目だとして対応しています。それは、子も自分の感情を持っていますが、小さいから感情をうまく説明できず、聞かれても困るので、先生の方が知っていても聞かないのです。しかし、子はちょっと落ち着いてから、「先生、お父さんは荷物をまとめて出ていった。」というようなことや、両親のけんかが絶えなくて、「僕はお母さんの言うことが正しいと思う。」というようなことをポツリポツリとってくれることもあります。保育園では、「そう。」と聞くだけで、質問しないことにしています。

- 面会交流の争いがシビアになることが増えていますが、その社会

的背景や原因についてどう思われますか。

- 面会交流そのものは保護者から聞いたことはありませんが、離婚は増えています。保育園のクラス20人中、1年間に7組が離婚したということもありました。離婚は、子にとって、非常に精神的な負担になります。2, 3歳の子なら泣く, すねる, 甘えるとか直接的に感情を出しますが, 4, 5歳の子になると, 表情が暗くなり, 態度が硬くなって, 感情に表わさないです。今の子は, 昔と違って, 親に非常に神経を使っています。だから, 親が離婚しても一見明るいのですが, 決してそうではありません。親に気を使っているのです, 親を非難することはないですが, その裏側では, 自分の感情を抑えています。だから, 保育士として, そのことをどう理解して, 子に寄り添っていくかが非常に大事だと思っています。
- 子が自分の感情を押し殺すのはなぜでしょうか。
- それはわかりませんが, 子は非常に繊細で, 色々な世の中のことをテレビ等で早く知るからでしょうか。そして知ったことに過敏に反応し, 精神的な面だけが発達するのかなとも思います。例えばこんなことがありました。離婚したお母さんに彼ができ, 1歳の子は喜んでお父ちゃんと呼びましたが, 6歳の子は, お父ちゃんと呼ぶにはまだ早いと言ったそうです。6歳でこういうことに神経を使わないといけないのはつらいことです。どうフォローしていけばいいのか, ずいぶん前のことですが, 未だに忘れられません。
- 親に面会交流の目的や必要性をどう理解してもらえばいいでしょうか。
- 非監護親は子に会いたい, 監護親は子を会わせると子を取られるのではないかという不安があります。離婚したことを双方が理解し合えると, 面会交流がうまくいくと思います。感情面がうまくいかないと, 面会交流の調停もうまくいかないのではないかと思います。

私が心配するのは、親の離婚を経験したとき、子が将来結婚をプラスに受け止められないようになってしまうと、社会にとってマイナスになることです。そのため、面会交流がスムーズに行くことが大事だと思っています。

- 安易に離婚することは、元々の環境も影響しているのでしょうか。高知では今も離婚率が高いのでしょうか。職場で、自分以外は全員離婚していたこともありました。離婚が普通のこと、子が離婚に慣れているかもしれません。ドラマでは、きれいに作っているので円満離婚した設定が多いし、我々もそれに慣れているかもしれません。先ほど児童室も見学しましたが、試行的面会交流で、親から不適切な発言があったときにどうしているのかわかりませんが、我々が離婚に慣れているとしたら、子の感情からみると、よくないのかなと危惧しています。
- 試行的面会交流の際の不適切発言についてですが、子を傷つける発言など、すぐ対処しなければならないときは発言を制止しますし、試行的面会交流を中断することもあります。それほどでもないときは、後で問題を指摘し、今後の円満な面会交流のために、理解を深めてもらいます。
- 裁判所が面会交流に関わることができるのは調停成立までですが、調停成立後の面会交流の継続のために裁判所にできることや、裁判所でできないことについて考えられる方策等はないでしょうか。先ほど、「あえる」の紹介もありましたが。
- 「あえる」の支援員は民間人なのでしょうか。
- 弁護士やボランティアの人です。例えば、臨床心理士、スクールカウンセラー、保育士、調停委員をしていた人などです。
- 付き添いに対し、クレームやトラブルはないでしょうか。ボランティアの人のためのマニュアルのようなものはないのでしょうか。

- 付き添い中に、子が転んで怪我をしたというようなことはありました。そのために保険にも入っていますが、「あえる」の支援員がすることは付き添いであって、子の安全を守ることは面会交流をしている別居親がやることだと説明しています。
- 考えられることとして、児童相談所や地域の民生児童委員さんらの活用がありますが、現状では難しいのだろうと思います。面会交流そのものの県民への周知が低く、言葉すら知らない人も多いと思います。どう広めるかがこれからの問題です。

## 5 次回開催予定

### (1) テーマ

裁判所におけるワーク・ライフ・バランスについて

### (2) 開催日等

追って決定

(高知地方裁判所委員会との合同開催)

### (3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室